



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林の指定の予定 ・道路の区域変更 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者等 ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 ・都市計画の図書の縦覧 <p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師の指定 ・銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定 	<p>所管課（室）名</p> <p>総 務 文 書 課</p> <p>林 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>薬 務 行 政 室</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>都 市 政 策 課</p> <p>生 活 環 境 課</p> <p>”</p>
--	--

告 示

長崎県告示第630号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県私立高等学校通学する生徒の授業料軽減補助金	私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減	補助対象者が、別に定める保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	略		3	長崎県私立高等学校通学する生徒の授業料軽減補助金	私立の高等学校に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）の経済的負担の軽減	補助対象者が、次に掲げる保護者の負担する生徒の授業料に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額。ただし、(1)及び(4)については全日制及び通信制に、(2)については通信制及	略	

								に規定する被保護者又はこれに準ずると知事が特に認める者 (2) 地方税法第295条第1項又は第3項の規定により市町村民税を非課税とされた者 (3) 課税標準額が別に定める金額に該当する者	授業料の2分の1以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。		
5～17 略					5～17 略						
18	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専修学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、生徒が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額	私立の専修学校を設置している者、別に定める基準を満たす者	18	長崎県私立専門学校授業料等軽減補助金	私立専門学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。	補助対象者が、生徒が負担すべき授業料及び入学金に対して軽減措置を行う場合における当該軽減相当額	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定に基づく修学の支援の対象機関となる私立専門学校を設置している者
19～23 略					19～23 略						

長崎県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
諫早市土師野尾町81の1
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市北有馬町己字新田685番1地先から 南島原市北有馬町己字新田685番1地先まで	前	10.2~10.6	4.7	
	後	12.6~12.9	4.7	

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

- 随意契約に係る物品の名称及び数量
行政備蓄用イナビル吸入粉末剤20mg
300容器・150人分 147箱
2容器・1人分 2,250箱
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県 福祉保健部 薬務行政室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2469
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年7月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳
- 随意契約に係る契約金額
42,073,020円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐世保藤原町複合商業施設
長崎県佐世保市藤原町352番6 外
- 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - 縦覧期間
公告の日から1月間
 - 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年9月10日

長崎県知事 中村 法道

- 都市計画の種類及び名称
佐世保都市計画地区計画（グランアヴェニューひうみ地区計画）（佐世保市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県北振興局

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第31号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
清原 龍夫	医療法人長寿会 清原龍内科	長崎市川口町8番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者

長崎県公安委員会告示第32号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づく医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年長崎県公安委員会規則第9号）第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月10日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

医師の氏名	勤務する病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
馬場 啓至	医療法人祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町3015番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表（八九五）
二一一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント